

整理番号

支援実施法人代表 殿

地上デジタル放送受信のための支援の申込書
【一般申込用】

地上デジタル放送受信機器購入等支援実施要領の規定に基づき、裏面以降に記載している【記入に当た
るの注意点】及び【申し込みに当たっての留意事項】を承諾の上で、以下のとおり、申し込みます。

申請日	平成 年 月 日											
申込者 氏名	ふりがな ()										印	
住所	〒											
	(受信機器の送付希望先が現住所と異なる場合、送付希望先住所を記入) 〒											
電話番号	() -											
NHKの放送受信契約の お客様番号 (分かる場合のみ)				-						-		
希望する 支援内容	希望する支援の左の口の欄に○を付けて下さい。(②~④はいずれか1つ)											
	① 地上デジタル放送対応チューナーの給付											
	② 地上デジタル放送対応アンテナの設置・接続											
	③ 共同受信施設のデジタル改修経費の負担分の支給											
	④ ケーブルテレビのデジタル化経費の支給											

	支援条件	添付書類
支援条件 及び 添付書類	申請時点で 生活保護受給世帯であること	個人情報取扱いに関する同意書 (1通) (支援実施法人よりNHKへ照会を行います。) ※併せて申し込む場合には、 NHKの放送受信契約書 および放送受信料免除申請書
	日本放送協会(NHK)と放送 受信契約の締結をしているか、 この申請に併せて申し込むこと (※生活保護受給世帯は、放送受信 料が全額免除となります。)	
	地上デジタル放送が受信できる 環境にないこと(対応するテレビ、 ビデオ、チューナ等を1台もないか、 ある場合でもアンテナが対応してい ない等で地上デジタル放送が見られ る環境にないこと)	誓約書(1通)

【記入に当たって注意点】

必ず下記の事項をお読みいただいた上で、必要事項を記入し、必要な書類を揃えて、添付した封筒書類を入れて申請書を送付して下さい。

- (1) 申請書の太線の枠内について、申請書を記入した日、保護決定通知書又は保護証明書に記載されている氏名及び住所を記入し、押印をしてください。
- (2) 地上デジタル放送受信機器購入等支援を受けるには、NHKと放送受信契約を締結していることが必要です（生活保護受給世帯は、NHKの放送受信料は全額免除となります。）。現在、放送受信契約を締結していないが、本申込みと同時に放送受信契約の申込みを行うことを希望される方は、同封の「NHK放送受信契約書兼受信料免除申請書（全額免除）」に必要事項を記入の上、この申込書と一緒にご提出下さい。
契約状況がわからない方は、NHK視聴者コールセンター 0570-0000-0000まで契約状況をお問い合わせください。
- (3) 希望される支援の種類によつての注意点

②の支援を希望されるときは・・・

[御自宅への訪問について]

申請者の御自宅を直接訪問して作業することとなりますので、その点御理解下さい。なお、自宅への訪問を希望されない場合は、②、③の支援は受けられません。

[アパート等賃貸の場合で、自らアンテナを設置している場合]

アパート等を借りてお住まいの場合、基本的にアパート等の貸主（いわゆる大家さん）がデジタル化の改修を行うこととなりますが、貸主（大家さん）から承諾を得て、自分でアンテナを付けている場合は、その改修も支援の対象となる可能性があります。その場合は、改修の承諾を改めて貸主（大家さん）から受けた上で、00-00000-00000までお問い合わせ下さい。

[お住まいの地域で放送開始後にお伺いします。]

地上デジタル放送がまだ行われていない地域にお住まいの方は、電波が届いていなければ、アンテナ改修等ができないため、放送開始後に訪問させていただくこととなります。

③の支援を希望されるときは・・・

[本申込に追加して、別に定める様式の申込書の提出が必要です。]

別に定める様式の申込書については、負担額の確定後（請求書等の受理後）、00-00000-00000までお問い合わせ下さい。別途郵送させていただきます。

負担額の確認のため、支援実施法人から、共同受信施設の設置者の方へ、工事関係資料を提供いただくこととなりますので、その旨に予め同意いただくことが必要です。

④の支援を希望される時は・・・

[申込みは併せて、ケーブルテレビ事業者の方からもお願いします。]

ケーブルテレビ受信の場合の支援については、アンテナで直接受信できない場合など、ケーブルテレビでしか受信できない場合にかぎらせていただきます。

支給の対象になるのは、デジタル化にあたり一時的な改修が必要な場合にはその経費（定期的なケーブルテレビの費用などいわゆるランニングコストは含みません。）のみです。いわゆるセットトップボックスの買換経費は対象外です（簡易チューナーがあれば基本的に地上デジタル放送自体は視聴可能になります。）。

経費の当否を審査する必要があるため、ケーブルテレビ事業者の方から、改修工事開始前に申請をしていただく必要があります。ケーブルテレビ視聴者の方は、ケーブルテレビ事業者の方に御相談いただき、ケーブルテレビ事業者からの申込みを併せて行って下さい（郵送自体は別途で可）。

ケーブルテレビ事業者用の申込書については、〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇までお問い合わせ下さい。別途郵送させていただきます。

【申込みに当たっての留意事項】

- 1) 本支援は、別添1「支援実施要領」に基づき、生活保護受給世帯のうち、現在地上アナログ放送を視聴している世帯に、地上デジタル放送を視聴するために必要最低限の支援を行うものであり、支援実施法人の指定する工事業者、仕様及び金額内（③及び④の支援を除く。）で行います。
- 2) 工事に係る費用の負担はありません（申込者が工事施行者に工事代金を支払う必要はありません。）。
- 3) 受信環境における最低限度の支援を行うため、記入した内容で必ずしも工事が行われる訳ではありません。
- 4) 申込みにあたっては、別添2の「個人情報の取扱いに関する同意書」及び別添3の「誓約書」を確認の上、記名押印して、本申込書と併せて提出してください。
- 5) ③又は④の支援を希望された方については、別に定める様式も提出していただく必要がありますので、支援実施法人〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇へお問い合わせ下さい。
- 6) 個人情報の取扱いについては、別添4「個人情報保護に関する基本方針」をご確認ください。

イメージ

(別添2)

個人情報の取扱いに関する同意書

私は地上デジタル放送受信機器購入等支援に申込みの際し、個人情報の取扱いについて、別紙「個人情報保護に関する基本方針」(別添4)に規定されている事項のほか、下記1から4の記載の事項に同意します。

記

- 1 支援決定にあたり、私が日本放送協会(以下「NHK」という。)と放送受信契約を締結していること、及び生活保護受給世帯の資格に基づき、NHKから放送受信料の免除を受けていることを確認するため、申込書に記載した私の氏名、住所等の個人情報(今後変更があった場合には、変更後の情報を含む。以下同じ。)を、支援実施法人からNHKへ提供し、照会すること。
また、私がNHKと放送受信契約を締結していない場合は、放送受信契約の締結及び放送受信料免除の申請を行うため、支援実施法人からNHKに対して、私の氏名、住所等の個人情報を提供し、NHKから放送受信契約に関する連絡を受けること。
- 2 支援実施のために必要があるときは、私の氏名、住所、生活保護受給の有無等について、支援実施法人から福祉事務所に照会すること。
- 3 支援実施のために必要があるときは、私の氏名、住所等について、支援実施法人から支援実施法人(委託先事業者を含む。)へ情報提供すること。
- 4 共聴施設改修の支援金額決定にあたり必要があるときは、私の氏名、住所等を利用して、支援実施法人から共聴施設設置者へ工事内容等の確認を行うこと。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

支援実施法人代表 殿

イメージ

(別添3)

誓約書

私は、地上デジタル放送受信機器購入等支援への申込みに際し、下記1から4の記載の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 申込者の世帯が申込時及び申込後支援を受けるまで、地上デジタル放送が受信できるテレビ、ビデオ、チューナー等の受信設備が1台もないか、ある場合でもアンテナが対応していない等で地上デジタル放送を視聴できる環境にないことについて、相違ないこと。
- 2 申込者自らの世帯で使用することを目的に申込を行っており、支援完了後5年間は交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け、担保、換金、廃棄等の処分は行わないこと。
- 3 今回の支援への申込書に不実の記載がないこと。
- 4 本申請に際して、不正行為が発覚した場合には、給付された機器及び共聴施設改修負担金額支援等の返還又は相当額の実費賠償等の責任を負うこと。

※ 本誓約に反した場合、支援措置の取消、給付機器及び共聴施設改修負担金額支援の返還、賠償請求又は刑法上の詐欺罪（刑法第246条）により、訴える可能性があります。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

支援実施法人代表 殿

イメージ

(別添4)

個人情報保護に関する基本方針

支援実施法人

〇〇〇〇

支援実施法人〇〇〇〇（以下「当法人」という。）は、地上デジタル放送受信機器購入等支援の実施に必要な申込者に関する個人情報（以下「個人情報」という。）について、下記のように管理し、保護に努めて参ります。

記

1 個人情報の適切な収集、利用、提供、委託

(1) 個人情報の収集にあたっては、その利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を収集し、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、利用目的を通知し、又は公表し、その範囲内で利用します。

(2) 収集した個人情報は、次の場合を除き、第三者に提供し、又は開示することはありません。

(i) あらかじめ本人の同意を得た場合

(ii) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項各号に掲げる場合

(3) 個人情報を第三者に委託して利用する場合は、その第三者における安全管理措置の状況等に照らし、委託を行うことの適切性を検討するとともに、その第三者との間で秘密保持に関する契約を締結した上で提供するなどし、委託先への適切な監督をします。

2 個人情報の安全管理措置

個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失又はき損の予防及び是正のため、当法人内において規程を整備し、適切な安全対策を実施するとともに、事故発生に対しては、速やかに対応いたします。

3 改善措置

個人情報の取扱いに関する社会環境の変化に的確に対応するよう努めます。また必要に応じてこの方針をはじめ各種規程等について、変更、修正又は追加を行うなど、改善するよう努めます。

4 開示、訂正請求等への対応

取得した個人情報は正確性を保つよう努めます。当法人が本個人情報保護方針を遵守していないと思われる場合及び本人の個人情報の開示、訂正、追加又は削除、利用停止等を希望される場合には、当法人（03-XXXX-XXXX）までお問い合わせください。合理的な期間、妥当な範囲内でこれに対応いたします。

5 苦情の処理

当法人は、個人情報取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。

以上